

2014年8月14日

訴訟損失引当金の発生に関するお知らせ

1. 経緯

当社は、2009年3月付公正取引委員会からの排除措置命令等を契機として、ニューヨーク東部地区米国連邦地方裁判所において提起されていた集団訴訟に被告として加えられておりますが、将来発生しうる損失の現段階での見積額として1,198百万円を平成27年3月期において「訴訟損失引当金繰入額」として特別損失に計上することといたしましたのでお知らせいたします。

2. 引当金の見積額

1,198百万円

ただし、現時点での見積額であり、変動することがあります。

3. 今後の対応

当社は、引き続きコンプライアンス体制の充実・推進を図り、独占禁止法を含む関連諸法規の遵守に努めてまいります。

以上

株式会社阪急阪神エクスプレス
代表取締役社長 岡藤 正策